

船橋市地域包括支援センター受託法人選定に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

地域における高齢者の総合相談と包括的支援体制を確立し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。また、高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）を行う。

2 業務概要

1) 業務名 : 船橋市地域包括支援センター業務委託

2) 業務場所 : 公募対象のセンターの地区コミュニティ内にて実施すること

①前原地域包括支援センター

⇒「前原」地区コミュニティ内

②塚田地域包括支援センター

⇒「塚田」地区コミュニティ内

③二和・八木が谷地域包括支援センター

⇒「二和」及び「八木が谷」地区コミュニティ内

3) 業務内容 : 別紙『船橋市地域包括支援センター業務委託仕様書』による。

4) 業務委託期間 : 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、別に市が定める運営評価基準により運営状況が良好と認められた場合で、船橋市地域包括支援センター運営協議会の承認を経て、且つ市議会で予算の議決を得た場合に限り契約の更新を可能とする。

なお、委託法人の選定については、6年後にプロポーザル方式により再度行う予定。

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

平成30年度に公募型プロポーザル方式により受託法人を選定した前原地域包括支援センター、塚田地域包括支援センター及び二和・八木が谷地域包括支援センターについて、公募時に提示した6年の期間が満了することから、改めて受託候補者を選定する。広く事業者を募集するため、公募型にて実施する。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1) 実施要領の配布開始 | 令和6年6月18日(火) |
| 2) 質問書の受付期間 | 令和6年6月24日(月)～令和6年6月28日(金) |
| 3) 質問書に対する回答 | 令和6年7月5日(金) |
| 4) 提案書等の提出期間 | 令和6年7月8日(月)～令和6年8月9日(金) |
| 5) 参加資格要件確認結果通知 | 令和6年8月下旬 |
| 6) プレゼンテーション | 令和6年8月28日(水) |
| 7) 評価結果通知 | 令和6年10月初旬 |

※上記日程は事務上の都合により変更することがある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業などの業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、かつ次の要件1)～3)を全て満たす法人であること。

- 1) 令和6年7月1日現在、法人格を有し、かつ、以下の何れかの施設(事業所を含む)の経営又は自治体からの受託実績がある者。
 - ① 介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人
(但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く)
 - ② 介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人
 - ③ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅介護支援センター)を運営している法人
- 2) 令和6年7月1日から契約日までに、法人またはその役員等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から3年を経過しない者
 - ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ⑤ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要

綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けている者

- ⑥ 国税、地方税を滞納している者
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑩ 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条各号に掲げる者。
- ⑪ 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

3) 申し込み時点における配置予定職員として、法人内職員で次に示す三職種をそれぞれ1名ずつ提示できること。なお、グループ内の法人は、同一法人とみなす。

- ① 「保健師その他これに準ずる者」
 - ・「準ずる者」とは、看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、「準ずる者」の看護師には准看護師は含まない。
- ② 「社会福祉士その他これに準ずる者」
 - ・「準ずる者」とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。
- ③ 「主任介護支援専門員」

7 人員配置

1) 職種別配置人数

次に示す職種を下表に示す人数のとおり配置すること。

- ① 「6 参加資格 3) ①～③」に記載の3職種
- ② 事務職員

センター	三職種				事務職員	
	保健師その他これに準ずる者	社会福祉士その他これに準ずる者	主任介護支援専門員	3職種の何れか		
前原	5名	1名	1名	1名	2名※1	1人工

塚田	6名	1名	1名	1名	3名※2	1人工
二和・八木が谷	6名	1名	1名	1名	3名※2	1人工

※1 同一職種を3名配置することを可能としているが、三職種のチームアプローチを有効に機能させる観点から、各職種の人数をバランス良く配置されることが望ましい。

※2 同一職種が4名とならないように配置すること。
同一職種を3名配置することを可能としているが、三職種のチームアプローチを有効に機能させる観点から、各職種の人数をバランス良く2名ずつ配置されることが望ましい。

2) 勤務形態

- ① 上記「1) ①」何れの職種も常勤・専従で配置すること。したがって、常勤換算（ワークシェア）による配置は認めない。
- ② 事務職員は非常勤の職員でも可能とする。（本業務の設計金額は、非常勤職員についても勤務日数は上記「1) ①」と同じ日数で積算している。）

3) 総括責任者

総括責任者（地域包括支援センター所長）を定めるものとする。なお、総括責任者は、上記「1) ①」の職員が兼務することができる。

4) 育児休暇及び病気休暇等

上記「1) ①」何れかの職員が育児休暇又は90日以上病気休暇等を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。ただし、産前産後休暇及び90日未満の病気休暇等において、緊急止むを得ない場合は30日前までに市へ書面をもって報告し、事前承認を得た場合はこの限りではない。

8 設置場所・設備

1) 設置場所

- ①設置場所は、公募地区コミュニティ内において、概ね、市が次に指定する下表の区域に設置すること。

地区名	設置区域
前原	前原東1～5丁目、前原西2～3、5～8丁目
塚田	前貝塚町、行田町、行田1～3丁目、北本町2丁目 旭町1丁目
二和・八木が谷	二和東1～6丁目

- ②上記①の区域において、鉄道の駅やバスの停留所等の公共交通機関の乗降場所

に隣接しているなど利用者の利便性を確保することが望ましい。

③応募法人が経営する本体施設及びサービス提供部門とは、建物及び敷地を明確に分離することが望ましい。

9 質問及び回答

1) 質問方法

令和6年6月24日(月)から令和6年6月28日(金)午後5時までに、電子メールで事務局あてに送付すること。

電子メール送付先：hokatsu-care@city.funabashi.lg.jp

※電子メールの送付後、事務局である地域包括ケア推進課 地域包括支援係に電話(047-436-2882)し、電子メールの到着の確認をすること。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加者数・参加者名・評価委員等)についての質問は受付けない。

2) 質問への回答

質問への回答は令和6年7月5日(金)に市ホームページに掲載する。

10 提案限度額

1か年の委託金額を下表のとおり範囲内の金額で見積額を提示すること。なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

事業所借り上げ経費(駐車場2台分及び賃借不動産管理費を含む)は、地域の実勢価格を考慮し委託料に計上すること。

なお、この選定は、あくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではないため、船橋市地域包括支援センター運営協議会の承認を経て、令和7年度予算が市議会の議決を得た後に受託候補者と随意契約に移行するものとする。

人件費は年度末に精算する。(ただし、事務職員については欠員期間が無い場合に限り精算しない。)また、仕様に定める職員数以上に配置した職員については精算しない。

センター	配置人数	提案限度額
前原	5	46,139,000円
塚田	6	57,667,000円
二和・八木が谷	6	57,667,000円

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)は委託料とは別に受託者の収入とするので、受託者が独自に従事者を雇用(委託料に計上しないこと)すること。

11 評価方法及び評価基準

評価委員会が別紙「船橋市地域包括支援センター受託法人審査基準」に定める評価方法及び評価基準により、評価項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

1.2 提案書の提出

提出書類及び提出方法は次のとおりとする。

1) 提出部数

提出部数は9部とする。

2) 提出書類作成上の留意事項

- ・提案は1提案者につき、1案とすること。
- ・使用する文字は10.5ポイント以上とする。
- ・提出した書類の訂正・差し替え・追加は認めない。
- ・提出した書類は返却しない。
- ・提出書類は、A4版縦型フラットファイルに左閉じとする。
- ・各様式は複数ページになるように変更することはできない。変更する場合は事務局まで事前に相談すること。
- ・船橋市が必要と判断したものについては書類の内容を無償にて使用できるものとする。
- ・書類の作成や提出に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法を用いることとする。
- ・各様式は特に指定がない場合は、令和6年7月1日現在で記入すること。

3) 提出書類

- 様式1 : 参加申込書
- 様式2 : 誓約書
- 様式3 : 役員等名簿
- 様式4 : 法人実績
- 様式5 : 管理者経歴書
- 様式6 : 地域包括支援センター運営に関する事項（人員確保①）
- 様式7 : 地域包括支援センター運営に関する事項（人員確保②）
- 様式8 : 地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念）
- 様式9 : 地域包括支援センター開設提案に関する事項（事業予定地）
- 様式10 : 事務所平面図
- 様式11 : 地域包括支援センター開設提案に関する事項（基本方針①）
- 様式12 : 地域包括支援センター開設提案に関する事項（基本方針②）
- 様式13 : 地域包括支援センター開設提案に関する事項（基本方針③）

- 様式14：地域包括支援センター開設提案に関する事項（基本方針④）
- 様式15：地域包括支援センター開設提案に関する事項（情報管理）
- 様式16：地域包括支援センター開設提案に関する事項（リスク管理）
- 決算書：写し可（令和5年の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- ★納税証明書：写し可（直近2年分※法人分のみ）
 - ①法人税並びに消費税及び地方消費税〔納税証明書その3の3〕（全員／各税務署）
 - ②法人事業税・県民税納税証明書（該当法人のみ／各都道府県）
 - ※納付先によって、請求方法が異なるため、予めご確認ください。
 - （例）千葉県に県税を納めている場合
 - ⇒〔県民税に未納がないことの証明書（完納証明書等）第40号様式その2〕
 - ③法人市町村民税納税証明書
 - ※納付先によって、請求内容が異なるため、予めご確認ください。
 - （例）船橋市に市税を納めている場合
 - ⇒納税証明書の代わりに「市税納付確認書」の提出でも可とします。
- 許可・登録証明書：写し可
- ★印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）
- 商業登記簿謄本又は商業登記の登記事項証明書：写し可（法務局発行）
- 法人の定款又は寄付行為等：写し
- 見積書：法人代表者印を押印したもの、書式指定なし
 - 内訳は、三職種別人件費、事務職人件費、事務諸経費等と明記
- ★の書類については、船橋市において業務委託の競争入札参加資格を有している事業所は提出不要です。

4) 提出方法

①持参の場合

提出先 船橋市 高齢者福祉部 地域包括ケア推進課 宛
 （受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

②郵送の場合

宛先 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 市役所3階
 船橋市 高齢者福祉部 地域包括ケア推進課 宛
 （特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること）

5) 提出期限

①持参の場合 令和6年8月9日（金）午後5時まで

②郵送の場合 令和6年8月9日（金）（必着）

1.3 プレゼンテーション

提案者は提出した提案書のプレゼンテーションを実施すること。

実施時間、実施場所等の詳細は、参加資格要件確認結果通知書送付に合わせて、別途通知する。

1) 出席者

3名以内とする。

3名の内、少なくとも1名は、配置を予定している三職種の職員が出席すること。

なお、コンサルタント等、法人の職員ではない専門家等の参加は認めない。

2) 実施方法

プレゼンテーションは本業務を受託した際に担当する予定の者が行うこと。

説明は事前に提出した提案書に基づき実施すること。

自前のパソコンを、プロジェクターを介してスクリーンに投影して説明することができる。

提案書をもとに作成した投影に使用する資料の事前提出は不要とする。

3) 実施時間

1 提案者あたりの持ち時間は70分以内とする。

持ち時間にはプレゼンテーション(40分程度)、ヒアリング(質疑応答)(20分程度)のほか、設営、撤去の時間を含める。

4) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーンとする。

上記以外の物品は、参加者の負担において用意すること。

5) その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。

ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

1.4 評価結果の通知について

評価結果は評価結果通知書により、プロポーザル参加者全員に通知する。

1.5 評価結果の公表及び方法

評価結果は市ホームページで公表する。

公表する項目は、評価項目、配点、採点結果、参加者名とする。

受託候補者以外の参加者と採点結果は対応させない。

参加者が2者の場合には、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

1.6 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- 1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- 2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3) 提案限度額を超えた見積額を提出した場合
- 4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- 5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- 6) 申し込みから契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

17 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合には、プレゼンテーションの2日前の令和6年8月26日（月）17時までに辞退届を提出すること。

辞退届の様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

18 その他留意事項

- 1) 費用負担
本プロポーザルに係る参加者に生ずる費用は、すべて参加者の負担とする。
- 2) 応募書類の取り扱い
応募書類は理由のいかんを問わず返却しない。また、選定された法人については、選定後、市が応募書類を使用する場合がある。
- 3) 受託候補者との随意契約
受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により受託候補者と随意契約の見積合せを行う。
提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- 4) 契約の成立時期
随意契約による見積合せ後の市との契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。
- 5) 委託料の支払い方法
会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに受託者からの請求により支払う。
支払いの時期、額、方法は契約で取り決める。（四半期ごとに支払う。）
人件費は年度ごとに精算する。
- 6) 参加者が1者の場合の扱い
参加者が1者であっても評価は行う。ただし、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- 7) 提出資料の情報公開
提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- 8) 当該事業の予算不成立の場合の対応

本プロポーザルに係る業務は、令和7年度予算が成立しない場合には実施しない。

これにより参加者及び受託候補者に生じた損害について、市はその損害を一切負担しない。

9) 事業開始まで

万が一選定後に受託候補者が辞退する場合に、本市に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求する。

また、令和7年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和6年度中に、業務の引き継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行うこと。

その場合の交通費等は受託候補者が負担するものとする。

19 事務局

船橋市役所 高齢者福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括支援係

所在地 〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 市役所3階

電話番号 047-436-2882

FAX 番号 047-436-2885

メールアドレス hokatsu-care@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

1 この要領は、令和6年6月18日から施行する。

(失効日)

2 この要領は、本業務の契約締結の日をもって、その効力を失う。